

学校法人京都薬科大学

次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

学校法人京都薬科大学では、仕事と子育てを両立させることができ、男女の別なく職員がその能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…育児休業取得率を 50%以上とする。

女性職員…育児休業取得率を 80%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2025 年 4 月～
 - (1) 育児休業に関する理解を深めるため、リーフレットや学内制度を解説した資料を学内 WEB 掲示板等に掲載し、職員に育児休業制度を周知する。
 - (2) 改正育児・介護休業法に基づき、育児休業を取得しやすい職場環境を整備する。
 - (3) 相談窓口を開設し、自身や配偶者が妊娠した職員に対して育児休業取得の制度の理解を深め、取得の促進を図る。

目標 2

所定外労働時間の削減に取り組む。

＜実施時期・取組内容＞

- 2025 年 4 月～
 - (1) 所定外労働時間の現状を把握し、分析する。
 - (2) 学内における会議について、原則 17 時以降行わないよう周知する。
 - (3) 管理職を対象に長時間労働改善のための研修を実施する。

以上